

休眠預金等活用法に係る異動事由

1. (本書の位置づけ)

当行は、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱うものです。本書の定めでないものは、「休眠預金等活用法に関する預金取引規定」の定めによるほか、当行が定める本預金にかかる取引規定の定めにより取り扱います。

2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- (3) 預金者および相続人等その他の本預金にかかる債権を有する者（以下、「預金者等」といいます。）から、本預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（本預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A 当行が公告をすべき事項
 - B 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - C 預金者等が休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 当行が金融庁からの認可を受けた異動事由（本預金の種類ごとの異動事由は下記参照）
 - A 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳、入金帳または証書の発行、記帳または繰越があったこと（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第4条第3項第1号）
 - B 預金者等からの残高の確認があったこと（規則第4条第3項第2号）
 - C 総合口座通帳およびスーパー総合口座通帳に記帳された普通預金、定期預金および貯蓄預金のいずれかの預金について、前各項および前号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（規則第4条第3項第6号）

【本預金の種類及び認可を受けた異動事由】

預金等の種類	認可を受けた異動事由
当座預金（一般用） 取引規定： 当座勘定規定（一般用）	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①入金帳の発行（ただし、平成30年1月1日以降に限る。） ②入金帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1月1日以降に限る。） ③入金帳の繰越（ただし、平成30年1月1日以降に限る。） ④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）

預金等の種類	認可を受けた異動事由
<p>当座預金（ちばぎんホーム チェック用）</p> <p>取引規定： 当座勘定規定（ちばぎんホ ームチェック用）</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①入金帳の発行（ただし、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>②入金帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③入金帳の繰越（ただし、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>当座預金 （専用約束手形口用）</p> <p>取引規定： 当座勘定規定 （専用約束手形口用）</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①入金帳の発行（ただし、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>②入金帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③入金帳の繰越（ただし、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>普通預金</p> <p>取引規定： 普通預金規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、ATMで記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p> <p>④預金通帳の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p>
<p>貯蓄預金</p> <p>取引規定： 貯蓄預金規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、ATMで記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p> <p>④預金通帳の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p>

預金等の種類	認可を受けた異動事由
<p>納税準備預金</p> <p>取引規定： 納税準備預金規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、ATMで記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳の繰越</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>期日指定定期預金</p> <p>取引規定： 期日指定定期預金規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>自動継続期日指定定期預金</p> <p>取引規定： 自動継続期日指定定期預金規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>スーパー定期預金 （単利型）</p> <p>取引規定： スーパー定期〔自由金利型定期預金（M型）〕規定（単利型）</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>

預金等の種類	認可を受けた異動事由
<p>自動継続スーパー定期預金（単利型）</p> <p>取引規定： 自動継続スーパー定期〔自由金利型定期預金（M型）〕規定（単利型）</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>スーパー定期預金（複利型）</p> <p>取引規定： スーパー定期〔自由金利型定期預金（M型）〕規定（複利型）</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>自動継続スーパー定期預金（複利型）</p> <p>取引規定： 自動継続スーパー定期〔自由金利型定期預金（M型）〕規定（複利型）</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>自由金利型定期預金</p> <p>取引規定： 自由金利型定期預金規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>

預金等の種類	認可を受けた異動事由
<p>自動継続自由金利型定期預金</p> <p>取引規定： 自動継続自由金利型定期預金規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>変動金利定期預金（単利型）</p> <p>取引規定： 変動金利定期預金規定（単利型）</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>自動継続変動金利定期預金（単利型）</p> <p>取引規定： 自動継続変動金利定期預金規定（単利型）</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>変動金利定期預金（複利型）</p> <p>取引規定： 変動金利定期預金規定（複利型）</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>

預金等の種類	認可を受けた異動事由
<p>自動継続変動金利定期預金（複利型）</p> <p>取引規定： 自動継続変動金利定期預金規定（複利型）</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>自由引出型定期預金（それいゆ）</p> <p>取引規定： 自由引出型定期預金（それいゆ）規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>自動継続自由引出型定期預金（それいゆ）</p> <p>取引規定： 自動継続自由引出型定期預金（それいゆ）規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>
<p>積立定期預金（ひまわり）</p> <p>取引規定： 積立定期預金「ひまわり」規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳の発行（ただし、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>③預金通帳の繰越（ただし、平成30年1月1日以降に限る。）</p> <p>④残高照会（当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。）</p>

預金等の種類	認可を受けた異動事由
<p>積立定期預金 (こども積立)</p> <p>取引規定： 「こども積立」規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳の発行(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>③預金通帳の繰越(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>④残高照会(当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。)</p>
<p>積立式定期預金 (つきがけ)</p> <p>取引規定： 積立式定期預金「つきがけ」規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳の発行(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>③預金通帳の繰越(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>④残高照会(当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。)</p>
<p>積立式定期預金 (はぐくみ)</p> <p>取引規定： 積立式定期預金「はぐくみ」規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳の発行(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>③預金通帳の繰越(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>④残高照会(当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。)</p>
<p>通知預金</p> <p>取引規定： 通知預金規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳又は証書の発行(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>③預金通帳又は証書の繰越(ただし、平成30年1月1日以降に限る。)</p>
<p>総合口座 (スーパー総合口座を含む)</p> <p>取引規定： 総合口座取引規定</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由</p> <p>①預金通帳の発行</p> <p>②預金通帳の記帳(記帳する取引がない場合を含む。ただし、ATMで記帳する取引がない場合は、平成30年1月1日以降に限る。)</p> <p>③預金通帳の繰越</p> <p>及び第6号の総合口座において、組み合わせの対象となっている他の預金に異動が生じたこと</p> <p>④残高照会(当行が把握できる方法で令和7年3月1日以降行われたものに限る。)</p>

預金等の種類	認可を受けた異動事由
非居住者円預金 取引規定： 非居住者預金規定 (円貨・外貨共通)	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申し出による以下の事由 ①預金通帳又は証書の発行 ②預金通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く。） ③預金通帳又は証書の繰越

以上